

平成22年10月12日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成22年9月分より

厚生年金保険料率 が改定されました

今年も厚生年金保険料率の改定時期となりました。

平成16年の年金制度改正により、厚生年金保険料率が平成16年10月分（平成17年以降は毎年9月分）から平成29年まで毎年0.354%ずつ引き上げされることとなっています。本年改正後の保険料率は次表の通りです。（坑内員・船員の方を除く）

※健康・介護保険料率は変更なし		平成22年 8月分まで	平成22年 9月分以降
厚生年金保険料率	会社+本人	15.704%	16.058%
	(折半)	(7.852%)	(8.029%)

《具体例》=====

給料総額（標準報酬月額）30万円の場合、新・旧保険料額は以下の通りです。

給与締切日20日・当月25日支払の場合、10月25日給与分より保険料額が変更します。

※当月徴収の場合は、9月25日支払給与から変更します。

		平成22年 8月分まで	平成22年 9月分以降
厚生年金保険料	合計（会社+本人）	47,112 円	48,174 円
	折半額	23,556 円	24,087 円

《その他注意点》=====

1. 算定基礎届について

10月支払給与は、毎年7月に行われる定時決定により標準報酬月額が変更される月でもあります。（←翌月徴収の場合。当月徴収の会社は9月支払給与から変更）

保険料率の改定だけでなく標準報酬月額の変更にも注意して、10月支払給与計算の準備をしましょう。10月支払給与からの標準報酬月額については、7月に年金事務所へ提出した「算定基礎届」をもとに後日返送される「標準報酬決定通知書」をご確認の上、ご準備頂くことをお勧めします。

2. 9月支払賞与について

給与からの保険料徴収は原則翌月徴収のため、10月支払分から料率変更することは先に述べた通りです。しかしながら賞与については、9月1日以降支払った分が新料率の対象とされますのでご注意ください。